

千葉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則について

環境生活部自然保護課

1 改正概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の制定により、刑罰のうち懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことから、千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）を改正したことに伴い、千葉県自然環境保全条例施行規則（昭和49年千葉県規則第4号）に定める様式の整備を行ったもの。

2 改正内容

別記第十号様式（裏）に記載された千葉県自然環境保全条例の規定について、第36条及び第37条中「懲役」を「拘禁刑」に改めた。

3 施行期日

令和7年6月1日